

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第2項

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 2020年11月26日

【四半期会計期間】 第103期第2四半期(自2020年7月1日 至2020年9月30日)

【会社名】 株式会社 佐賀共栄銀行

【英訳名】 THE SAGA KYOEI BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 二 宮 洋 二

【本店の所在の場所】 佐賀県佐賀市松原四丁目2番12号

【電話番号】 0 9 5 2 (2 6) 2 1 6 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 平 山 修

【最寄りの連絡場所】 佐賀県佐賀市松原四丁目2番12号

【電話番号】 0 9 5 2 (2 6) 2 1 6 1 (代表)

【事務連絡者氏名】 総合企画部長 平 山 修

【縦覧に供する場所】 株式会社佐賀共栄銀行 福岡支店
(福岡市博多区店屋町8番30号 博多フコク生命ビル5階)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第101期中	第102期中	第103期中	第101期	第102期
決算年月		2018年9月	2019年9月	2020年9月	2019年3月	2020年3月
経常収益	百万円	2,836	2,970	2,788	5,549	5,896
経常利益	百万円	577	580	544	403	98
中間純利益	百万円	410	513	344		
当期純利益	百万円				256	485
持分法を適用した場合の投資利益	百万円					
資本金	百万円	2,679	2,679	2,679	2,679	2,679
発行済株式総数	千株	22,034	22,034	22,034	22,034	22,034
純資産額	百万円	15,266	15,043	14,387	14,399	13,675
総資産額	百万円	268,594	270,263	286,439	262,813	258,056
預金残高	百万円	235,348	236,806	255,736	230,416	229,313
貸出金残高	百万円	182,723	182,061	195,375	181,287	183,625
有価証券残高	百万円	63,425	60,846	60,808	62,732	59,492
1株当たり純資産額	円	698.19	688.09	658.24	658.58	625.55
1株当たり中間純利益	円	18.76	23.49	15.76		
1株当たり当期純利益	円				11.75	22.22
潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円					
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円					
1株当たり配当額	円	3.00	3.00	3.00	6.00	7.00
自己資本比率	%	5.68	5.56	5.02	5.47	5.29
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	10,611	6,737	16,529	7,408	4,875
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	784	2,187	671	232	1,512
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	66	66	88	133	131
現金及び現金同等物の中間期末残高	百万円	20,856	25,894	29,309		
現金及び現金同等物の期末残高	百万円				17,035	13,540
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	310 [80]	289 [79]	297 [83]	289 [77]	278 [80]

- (注) 1. 当行は、中間連結財務諸表を作成していませんので、中間連結会計期間等に係る主要な経営指標等の推移については、記載していません。
2. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
3. 当行は関連会社がないため、持分法を適用した場合の投資利益は記載していません。
4. 自己資本比率は、(中間)期末純資産の部の合計を(中間)期末資産の部の合計で除して算出してあります。
5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。
6. 従業員数は、就業人員数を表示してあります。

2 【事業の内容】

当第2四半期累計期間において、当行が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、関係会社については、該当ありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」の内容について、重要な変更はありません。また、当第2四半期累計期間において、重要な影響を及ぼす可能性のある事項は発生しておりません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

以下の記載における将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第2四半期累計期間の財政状態及び経営成績は以下の通りとなりました。

預金は、公金預金、法人預金、個人預金のいずれもが増加し、前事業年度末比264億23百万円増加し2,557億36百万円となりました。

貸出金は、地方公共団体向け貸出等が減少したものの、新型コロナウイルス拡大の影響を受けられたお客さまへの資金繰り支援に努めた結果、前事業年度末比117億49百万円増加し1,953億75百万円となりました。

有価証券は、その他の証券等の増加により、前事業年度末比13億15百万円増加し608億8百万円となりました。

損益につきましては、経常収益は、貸出金利息は堅調に増加したものの、有価証券利息配当金、国債等債券売却益が減少したこと等により、前年同期比1億82百万円減少し27億88百万円となりました。経常費用は、営業経費の減少等により、前年同期比1億46百万円減少し22億43百万円となりました。

この結果、経常利益は前年同期比36百万円減少し5億44百万円、当中間純利益は前年同期比1億69百万円減少し3億44百万円となりました。

国内・国際業務部門別収支

(経営成績説明) 国内業務部門では、資金運用収支は22億79百万円となり、役務取引等収支は 39百万円、その他業務収支は 9百万円となりました。

国際業務部門では、資金運用収支は17百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期累計期間	2,294	15	2,310
	当第2四半期累計期間	2,279	17	2,296
うち資金運用収益	前第2四半期累計期間	2,364	15	2,380
	当第2四半期累計期間	2,328	17	2,345
うち資金調達費用	前第2四半期累計期間	69		69
	当第2四半期累計期間	48		48
役務取引等収支	前第2四半期累計期間	36		36
	当第2四半期累計期間	39		39
うち役務取引等収益	前第2四半期累計期間	315		315
	当第2四半期累計期間	322		322
うち役務取引等費用	前第2四半期累計期間	352		352
	当第2四半期累計期間	362		362
その他業務収支	前第2四半期累計期間	130	0	130
	当第2四半期累計期間	9		9
うちその他業務収益	前第2四半期累計期間	131		131
	当第2四半期累計期間	2		2
うちその他業務費用	前第2四半期累計期間	1	0	1
	当第2四半期累計期間	11		11

(注) 「国内業務部門」とは円建取引、「国際業務部門」とは外貨建取引であります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

(経営成績説明) 役務取引等収益は3億22百万円となりました。

役務取引等費用は3億62百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期累計期間	315		315
	当第2四半期累計期間	322		322
うち預金・貸出業務	前第2四半期累計期間	108		108
	当第2四半期累計期間	117		117
うち為替業務	前第2四半期累計期間	98		98
	当第2四半期累計期間	99		99
うち証券関連業務	前第2四半期累計期間	40		40
	当第2四半期累計期間	37		37
うち代理業務	前第2四半期累計期間	53		53
	当第2四半期累計期間	58		58
うち保護預り・ 貸金庫業務	前第2四半期累計期間	1		1
	当第2四半期累計期間	1		1
うち保証業務	前第2四半期累計期間	12		12
	当第2四半期累計期間	7		7
役務取引等費用	前第2四半期累計期間	352		352
	当第2四半期累計期間	362		362
うち為替業務	前第2四半期累計期間	14		14
	当第2四半期累計期間	14		14

(注) 「国内業務部門」とは円建取引であります。「国際業務部門」とは外貨建取引で、該当はありません。

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前第2四半期会計期間	236,806		236,806
	当第2四半期会計期間	255,736		255,736
うち流動性預金	前第2四半期会計期間	102,240		102,240
	当第2四半期会計期間	126,224		126,224
うち定期性預金	前第2四半期会計期間	133,213		133,213
	当第2四半期会計期間	128,925		128,925
うちその他	前第2四半期会計期間	1,352		1,352
	当第2四半期会計期間	587		587
譲渡性預金	前第2四半期会計期間			
	当第2四半期会計期間			
総合計	前第2四半期会計期間	236,806		236,806
	当第2四半期会計期間	255,736		255,736

(注) 1. 「国内業務部門」とは円建取引であります。「国際業務部門」とは外貨建取引で、該当はありません。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況
業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前第2四半期会計期間		当第2四半期会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内業務部門	182,061	100.00	195,375	100.00
製造業	5,628	3.09	6,794	3.48
農業, 林業	611	0.34	676	0.34
漁業	22	0.01	15	0.01
鉱業, 採石業, 砂利採取業	61	0.04	35	0.02
建設業	10,636	5.84	13,509	6.91
電気・ガス・熱供給・水道業	11,732	6.45	14,261	7.30
情報通信業	296	0.16	542	0.28
運輸業, 郵便業	2,820	1.55	4,023	2.06
卸売業, 小売業	9,800	5.38	12,441	6.37
金融業, 保険業	2,662	1.46	2,155	1.10
不動産業, 物品賃貸業	51,432	28.25	53,156	27.21
各種サービス業	25,674	14.10	31,821	16.29
地方公共団体	18,692	10.27	15,755	8.06
その他	41,987	23.06	40,185	20.57
国際業務部門				
製造業				
農業, 林業				
漁業				
鉱業, 採石業, 砂利採取業				
建設業				
電気・ガス・熱供給・水道業				
情報通信業				
運輸業, 郵便業				
卸売業, 小売業				
金融業, 保険業				
不動産業, 物品賃貸業				
各種サービス業				
地方公共団体				
その他				
合計	182,061		195,375	

(注) 「国内業務部門」とは円建取引であります。「国際業務部門」とは外貨建取引で、該当はありません。

(2) キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、165億29百万円のプラスとなりました。預金の増加等によるもので、前年同期比97億92百万円の増加となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、6億71百万円のマイナスとなりました。有価証券の取得による支出等によるもので、前年同期比28億59百万円の減少となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、88百万円のマイナスとなりました。配当金の支払等によるもので、前年同期比22百万円の減少となりました。

その結果、現金及び現金同等物の当第2四半期会計期間末残高は、前事業年度末比157億69百万円増加して293億9百万円となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期累計期間において、当行が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2020年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	8.47
2. 単体における自己資本の額	140
3. リスク・アセットの額	1,661
4. 単体総所要自己資本額	66

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2019年9月30日	2020年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9	6
危険債権	32	39
要管理債権	3	3
正常債権	1,784	1,911

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2020年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2020年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,034,500	同 左	非上場	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式。 単元株式数は1,000株。
計	22,034,500	同 左		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2020年7月1日～ 2020年9月30日		22,034		2,679		1,259

(5) 【大株主の状況】

2020年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
松尾建設株式会社	佐賀市多布施一丁目4番27号	1,496	6.84
久光製薬株式会社	鳥栖市田代大官町408	1,461	6.68
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1,130	5.17
株式会社西日本シティ銀行	福岡市博多区博多駅前三丁目1番1号	1,058	4.84
株式会社佐賀銀行	佐賀市唐人二丁目7番20号	823	3.76
昭和自動車株式会社	唐津市千代田町2565番5号	779	3.56
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内一丁目1番2号	750	3.43
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町二丁目2番1号	697	3.18
株式会社福岡中央銀行	福岡市中央区大名二丁目12番1号	655	2.99
株式会社豊和銀行	大分市王子中町4番10号	567	2.59
計		9,419	43.09

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2020年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 176,000		株主としての権利内容に制限のない、 標準となる株式。
完全議決権株式(その他)	普通株式 21,562,000	21,562	同上
単元未満株式(注)	普通株式 296,500		一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	22,034,500		
総株主の議決権		21,562	

(注) 「単元未満株式」には、当行所有の自己株式428株が含まれております。

【自己株式等】

2020年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社佐賀共栄銀行	佐賀市松原四丁目2番12号	176,000		176,000	0.80
計		176,000		176,000	0.80

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の新任はありません。

(2) 退任役員

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役員の退任はありません。

(3) 役職の異動

前事業年度の有価証券報告書提出後、当四半期累計期間における役職の異動はありません。

第4 【経理の状況】

- 1．当行は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間財務諸表を作成しております。
- 2．当行の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1977年大蔵省令第38号)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(1982年大蔵省令第10号)に準拠しております。
- 3．当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。
- 4．当行は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1 【中間連結財務諸表】

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)		当中間会計期間 (2020年9月30日)	
資産の部				
現金預け金		13,540		29,309
有価証券	7,11	59,492	7,11	60,808
貸出金	1,2,3,4,5,6,8	183,625	1,2,3,4,5,6,8	195,375
その他資産		570		394
その他の資産	7	570	7	394
有形固定資産	9,10	2,477	9,10	2,390
無形固定資産		405		366
繰延税金資産		86		-
支払承諾見返		745		680
貸倒引当金		2,887		2,885
資産の部合計		258,056		286,439
負債の部				
預金		229,313		255,736
借入金	7	12,200	7	13,200
その他負債		1,621		1,843
未払法人税等		20		111
資産除去債務		2		-
その他の負債		1,598		1,731
賞与引当金		53		84
役員退職慰労引当金		79		70
睡眠預金払戻損失引当金		130		110
繰延税金負債		-		106
再評価に係る繰延税金負債	9	236	9	218
支払承諾		745		680
負債の部合計		244,380		272,051
純資産の部				
資本金		2,679		2,679
資本剰余金		1,259		1,259
資本準備金		1,259		1,259
利益剰余金		8,430		8,728
利益準備金		894		912
その他利益剰余金		7,535		7,816
別途積立金		4,367		4,367
繰越利益剰余金		3,168		3,448
自己株式		71		73
株主資本合計		12,297		12,594
その他有価証券評価差額金		881		1,338
土地再評価差額金	9	496	9	455
評価・換算差額等合計		1,377		1,793
純資産の部合計		13,675		14,387
負債及び純資産の部合計		258,056		286,439

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)
経常収益	2,970	2,788
資金運用収益	2,380	2,345
(うち貸出金利息)	1,867	1,969
(うち有価証券利息配当金)	507	370
役務取引等収益	315	322
その他業務収益	131	2
その他経常収益	¹ 143	¹ 118
経常費用	2,390	2,243
資金調達費用	69	48
(うち預金利息)	69	48
役務取引等費用	352	362
その他業務費用	1	11
営業経費	^{2,3} 1,802	^{2,3} 1,736
その他経常費用	⁴ 163	⁴ 84
経常利益	580	544
特別利益	0	0
固定資産処分益	0	0
特別損失	0	90
固定資産処分損	0	4
減損損失	⁵ -	⁵ 85
税引前中間純利益	581	453
法人税、住民税及び事業税	188	130
法人税等調整額	121	21
法人税等合計	67	109
中間純利益	513	344

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
				別途積立金	繰越利益 剰余金				
当期首残高	2,679	1,259	867	4,367	2,789	8,024	70	11,892	
当中間期変動額									
利益準備金の積立			14		14	-		-	
剰余金の配当					65	65		65	
中間純利益					513	513		513	
自己株式の取得							0	0	
土地再評価差額金の取崩					8	8		8	
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計	-	-	14	-	442	456	0	455	
当中間期末残高	2,679	1,259	881	4,367	3,231	8,480	71	12,348	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,959	547	2,506	14,399
当中間期変動額				
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				65
中間純利益				513
自己株式の取得				0
土地再評価差額金の取崩				8
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	196	8	188	188
当中間期変動額合計	196	8	188	644
当中間期末残高	2,155	539	2,695	15,043

当中間会計期間(自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
				別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,679	1,259	894	4,367	3,168	8,430	71	12,297
当中間期変動額								
利益準備金の積立			18		18	-		-
剰余金の配当					87	87		87
中間純利益					344	344		344
自己株式の取得							1	1
土地再評価差額金の取崩					41	41		41
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)								
当中間期変動額合計	-	-	18	-	280	298	1	296
当中間期末残高	2,679	1,259	912	4,367	3,448	8,728	73	12,594

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	881	496	1,377	13,675
当中間期変動額				
利益準備金の積立				-
剰余金の配当				87
中間純利益				344
自己株式の取得				1
土地再評価差額金の取崩				41
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	456	41	415	415
当中間期変動額合計	456	41	415	712
当中間期末残高	1,338	455	1,793	14,387

(4)【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2019年 4月 1日 至 2019年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 2020年 4月 1日 至 2020年 9月 30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益	581	453
減価償却費	109	108
減損損失	-	85
貸倒引当金の増減()	77	1
賞与引当金の増減額(は減少)	6	31
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	8
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	12	19
資金運用収益	2,380	2,345
資金調達費用	69	48
有価証券関係損益()	84	67
為替差損益(は益)	0	-
固定資産処分損益(は益)	0	4
貸出金の純増()減	774	11,749
預金の純増減()	6,390	26,423
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	700	1,000
資金運用による収入	2,448	2,333
資金調達による支出	74	67
その他	1,340	271
小計	6,840	16,500
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	103	29
営業活動によるキャッシュ・フロー	6,737	16,529
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	4,274	5,540
有価証券の売却による収入	4,394	3,061
有価証券の償還による収入	2,097	1,883
資産除去債務の履行による支出	-	2
有形固定資産の取得による支出	8	71
有形固定資産の売却による収入	18	14
無形固定資産の取得による支出	38	16
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,187	671
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	0	1
配当金の支払額	65	87
財務活動によるキャッシュ・フロー	66	88
現金及び現金同等物に係る換算差額	0	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	8,859	15,769
現金及び現金同等物の期首残高	17,035	13,540
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 25,894	1 29,309

【注記事項】

(重要な会計方針)

1．有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のある株式及び投資信託については原則として中間決算期末前1ヵ月の市場価格等の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のある株式及び投資信託以外については原則として中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2．固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：6年～47年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

なお、該当するリース資産はありません。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号 2020年10月8日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加え算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症に伴う会計上の見積りに用いた仮定は、直近の新型コロナウイルス感染症拡大の状況や経済、市場動向を踏まえ、前事業年度の有価証券報告書（追加情報）の記載から重要な変更はありません。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。なお、外貨建の負債は保有しておりません。

5. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金および預入期間が3ヵ月以内の預け金であります。

6. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

(中間貸借対照表関係)

1. 貸出金のうち破綻先債権額及び延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
破綻先債権額	13百万円	128百万円
延滞債権額	4,099百万円	4,304百万円

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

2. 貸出金のうち3ヵ月以上延滞債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
3ヵ月以上延滞債権額	205百万円	26百万円

なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

3. 貸出金のうち貸出条件緩和債権額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
貸出条件緩和債権額	234百万円	349百万円

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
合計額	4,553百万円	4,808百万円

なお、上記1.から4.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

5. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	806百万円	524百万円

6. ローン・パーティシペーションで、「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号 2014年11月28日)に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は次のとおりであります。

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
121百万円	117百万円

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	17,064百万円	16,364百万円
担保資産に対応する債務		
借入金	12,200百万円	13,200百万円

上記のほか、為替決済の取引の担保として、次のものを差し入れております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
有価証券	3,543百万円	3,539百万円

また、その他の資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
保証金	53百万円	50百万円

なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日)に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形はありません。

8. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
融資未実行残高	14,370百万円	15,143百万円
うち原契約期間が1年以内のもの	10,700百万円	11,618百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が公表した方法により算定した価額に基づいて、地点の修正、画地修正等、合理的な調整を行って算出しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
674百万円	605百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
減価償却累計額	3,054百万円	3,004百万円

11. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
	1,505百万円	1,465百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金戻入益	21百万円	百万円
株式等売却益	110百万円	115百万円

2. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
給料・手当	859百万円	826百万円

3. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
有形固定資産	57百万円	53百万円
無形固定資産	52百万円	55百万円

4. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
貸倒引当金繰入額	百万円	27百万円
株式等売却損	40百万円	10百万円
株式等償却	114百万円	28百万円

5. 減損損失

前中間会計期間（自 2019年4月1日 至 2019年9月30日）

当中間会計期間における減損損失は、該当ありません。

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当中間会計期間において、保有目的の変更等により、以下の資産について回収可能価額まで減額し、当該減少額85百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

地 域	用 途	種 類	金 額
佐賀県内	営業用店舗3か所	土地、建物	85百万円
合 計			85百万円

当行は、グルーピングの単位は営業店単位としております。ただし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については、個々の物件単位でグルーピングしております。また、本部等銀行等全体に関連する資産については共用資産としております。

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、路線価等の市場価格を適切に反映している指標に基づいて評価した価額により算定しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	22,034			22,034	
合 計	22,034			22,034	
自己株式					
普通株式	170	1		172	(注)単元未満株式の 買取りによる増加
合 計	170	1		172	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月26日 定時株主総会	普通株式	65	3.0	2019年3月31日	2019年6月27日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決 議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年11月12日 取締役会	普通株式	65	利益剰余金	3.0	2019年9月30日	2019年11月28日

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度 期首株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	22,034			22,034	
合計	22,034			22,034	
自己株式					
普通株式	172	3		176	(注)単元未満株式の 買取りによる増加
合計	172	3		176	

2. 配当に関する事項

(1) 当中間会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	87	4.0	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年11月11日 取締役会	普通株式	65	利益剰余金	3.0	2020年9月30日	2020年11月30日

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
現金預け金勘定	25,894百万円	29,309百万円
現金及び現金同等物	25,894百万円	29,309百万円

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（注2）参照。

前事業年度（2020年3月31日）

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金預け金	13,540	13,540	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券			
その他有価証券	59,334	59,334	
(3) 貸出金	183,625		
貸倒引当金(*)	2,868		
	180,756	183,157	2,400
資産計	253,631	256,032	2,400
(1) 預金	229,313	229,487	174
(2) 借入金	12,200	12,200	
負債計	241,513	241,687	174

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間会計期間（2020年9月30日）

（単位：百万円）

	中間貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	29,309	29,309	
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券			
その他有価証券	60,649	60,649	
(3) 貸出金	195,375		
貸倒引当金(*)	2,867		
	192,507	194,846	2,339
資産計	282,466	284,806	2,339
(1) 預金	255,736	255,881	145
(2) 借入金	13,200	13,200	
負債計	268,936	269,081	145

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

自行保証付私募債の時価は、元利金の合計額をリスクフリー・レートに信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「（有価証券関係）」に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を期間別の無リスクの市場利率に信用リスク相当分を調整した利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間決算日（決算日）における中間貸借対照表（貸借対照表）上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、中間決算日（決算日）に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表（貸借対照表）計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(2)其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	148	148
組合出資金(*3)	9	10
合計	157	158

(*1)非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2)前事業年度において、非上場株式の減損処理額は14百万円であります。

当中間会計期間において、非上場株式については減損処理を行っておりません。

(*3)組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

1. 中間貸借対照表(貸借対照表)の「有価証券」を記載しております。
 2. 当中間会計期間末及び前事業年度末において「子会社株式及び関連会社株式」は、該当ありません。
-
1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2020年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	3,335	2,669	666
	債券	28,827	28,198	629
	国債	4,901	4,696	205
	地方債	6,645	6,498	146
	社債	17,279	17,002	277
	その他	10,349	9,670	678
	小計	42,512	40,537	1,974
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	2,401	2,661	259
	債券	9,403	9,517	114
	国債			
	地方債	988	1,000	11
	社債	8,414	8,517	102
	その他	5,017	5,318	300
	小計	16,822	17,497	675
合計		59,334	58,035	1,299

当中間会計期間(2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	3,921	2,974	946
	債券	30,267	29,687	580
	国債	5,086	4,895	190
	地方債	6,626	6,498	127
	社債	18,554	18,292	262
	その他	13,734	12,800	934
	小計	47,923	45,462	2,461
中間貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	1,507	1,735	227
	債券	6,752	6,910	158
	国債			
	地方債	996	1,000	3
	社債	5,756	5,910	154
	その他	4,465	4,588	123
	小計	12,725	13,234	508
合計		60,649	58,696	1,952

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額（貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間会計期間（事業年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前事業年度における減損処理額は、311百万円（うち、株式311百万円）であります。

当中間会計期間における減損処理額は、28百万円（うち、株式28百万円）であります。

なお、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間会計期間末日（事業年度末日）の時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合は著しく下落したと判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案して判断しております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間貸借対照表(貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前事業年度(2020年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	1,299
その他有価証券	1,299
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	417
その他有価証券評価差額金	881

当中間会計期間(2020年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	1,952
その他有価証券	1,952
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	614
その他有価証券評価差額金	1,338

(デリバティブ取引関係)

当行は、デリバティブを利用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

1. 関連会社に関する事項

当行は関連会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当行は開示対象特別目的会社がないため、「持分法損益等」の該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前中間会計期間(自2019年4月1日 至2019年9月30日)

1. サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間会計期間(自2020年4月1日 至2020年9月30日)

1. サービスごとの情報

当行は、銀行業として単一のサービスを提供しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行は、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行は、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

該当事項はありません。

当中間会計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

当行は、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
1株当たり純資産額	625円55銭	658円24銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前事業年度 (2020年3月31日)	当中間会計期間 (2020年9月30日)
純資産の部の合計額	百万円	13,675	14,387
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円		
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	13,675	14,387
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末(期末)の普通株式の数	千株	21,862	21,858

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり中間純利益	円	23.49	15.76
(算定上の基礎)			
中間純利益	百万円	513	344
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る中間純利益	百万円	513	344
普通株式の期中平均株式数	千株	21,863	21,860

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式がないので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2020年11月11日開催の取締役会において、第103期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	65百万円
1株当たりの中間配当金	3円00銭

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月25日

株式会社 佐賀共栄銀行
取締役会 御中

E Y 新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石川 琢也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮川 宏

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社佐賀共栄銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第103期事業年度の中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社佐賀共栄銀行の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
 2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。